

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【公開番号】特開2017-193149(P2017-193149A)

【公開日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-041

【出願番号】特願2016-86461(P2016-86461)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/175 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 2/175 1 6 9

B 4 1 J 2/175 1 1 5

B 4 1 J 2/175 1 3 3

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月2日(2019.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体を吐出する液体吐出ヘッドに供給される液体を収容する収容室と、前記収容室に液体を供給可能な供給口と、前記供給口に着脱自在に取り付けられた栓部材と、を備えた液体収容容器において、

前記栓部材は、前記供給口に取り付けられた状態で前記収容室および前記供給口の外部に位置する本体部を備え、

前記本体部は、前記栓部材の前記状態で前記供給口の開口面を覆う覆部と、前記覆部から~~突出し~~、前記栓部材を前記供給口から取り外す際のつまみ部である突出部と、を備え、

前記栓部材の前記状態で、前記覆部と接続される前記突出部の接続部と、前記接続部から最も離れた前記突出部の先端部と、を結んだ最短の線が、前記開口面に対して傾斜していることを特徴とする液体収容容器。

【請求項2】

前記突出部は、前記栓部材の前記状態で、前記覆部の、前記開口面に沿う上面から突出していることを特徴とする請求項1に記載の液体収容容器。

【請求項3】

前記接続部は、前記覆部の前記上面の重心を含む位置に設けられていることを特徴とする請求項2に記載の液体収容容器。

【請求項4】

前記接続部は、前記覆部の前記上面の重心に対し、前記上面に沿い且つ前記接続部から前記先端部へ向かう方向とは反対の方向に偏倚して設けられていることを特徴とする請求項2に記載の液体収容容器。

【請求項5】

前記接続部の少なくとも一部は、前記栓部材の前記状態で、前記供給口の外周よりも外側の位置に設けられていることを特徴とする請求項4に記載の液体収容容器。

【請求項6】

前記突出部は、前記接続部と前記先端部との間で屈曲していることを特徴とする請求項1ないし請求項5のいずれか1項に記載の液体収容容器。

【請求項 7】

前記栓部材は、前記供給口に挿入されて前記供給口を塞ぐ栓部を備えていることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 6 のいずれか 1 項に記載の液体収容容器。

【請求項 8】

前記栓部材は、前記供給口に挿入される部分を備えていない、キャップ式の部材であることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 6 のいずれか 1 項に記載の液体収容容器。

【請求項 9】

前記突出部は、前記覆部の、前記開口面に沿う上面よりも上方へ突出していることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 8 のいずれか 1 項に記載の液体収容容器。

【請求項 10】

前記先端部は前記開口面に対して傾斜する方向に沿って延びていることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 9 のいずれか 1 項に記載の液体収容容器。

【請求項 11】

液体を吐出する液体吐出ヘッドと、

請求項 1 ないし請求項 10 のいずれか 1 項に記載の液体収容容器と、を備えたことを特徴とする液体吐出装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

そのため本発明の液体収容容器は、液体を吐出する液体吐出ヘッドに供給される液体を収容する収容室と、前記収容室に液体を供給可能な供給口と、前記供給口に着脱自在に取り付けられた栓部材と、を備えた液体収容容器において、前記栓部材は、前記供給口に取り付けられた状態で前記収容室および前記供給口の外部に位置する本体部を備え、前記本体部は、前記栓部材の前記状態で前記供給口の開口面を覆う覆部と、前記覆部から突出し、前記栓部材を前記供給口から取り外す際のつまみ部である突出部と、を備え、前記栓部材の前記状態で、前記覆部と接続される前記突出部の接続部と、前記接続部から最も離れた前記突出部の先端部と、を結んだ最短の線が、前記開口面に対して傾斜していることを特徴とする。